

## 大阪地方裁判所委員会（第38回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

7月4日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成28年7月4日（月）午後3時から午後5時45分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所第5会議室

### 3 出席者

（委員） 犬伏一人，岡村康行，黒田美佳，杉本壽，所千夏，中窪和弘，長田真里，森長敬，山口知成，松本岳，恒川由理子，遠藤邦彦，並木正男（敬称略）

（説明者） 杉浦徳宏，高嶋卓，神山義規

（事務担当者） 森純子，藤田敏之，中辻守，安村義弘，東山裕実，西川浩二

（庶務） 梶嘉恵，菅秋沙

### 4 配布資料

電子紙芝居資料関係，簡易裁判所リーフレット，パワーポイントのスライド資料等

### 5 議題

民事調停制度について

### 6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

- (1) 大阪地方裁判所長挨拶
- (2) 委員異動報告及び自己紹介(山口委員, 恒川委員)
- (3) 委員長選任

小佐田前委員長の異動により、森長委員長代理が議事進行を担当して委員長の選任を行った結果、委員長に並木委員を選任した。

- (4) 委員長挨拶及び委員長代理指名

挨拶の後、委員長は森長委員を委員長代理に指名した。

- (5) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、多くの国民の方々に裁判員裁判に参加していただくための方策について、広報活動の充実の観点から、「裁判員経験者の生の話が最大の広報である」との御意見をいただいた。前回委員会後に、最高裁から、報道機関との間で、これまでは認めていなかった裁判員裁判終了直後の裁判員経験者の記者会見の録音・録画について、一定の条件の下に認める旨の合意ができたとの連絡もあり、当庁においても本委員会での御意見も踏まえ、録音・録画を認める方向で司法記者クラブと協議を進めている。

次に、ホームページでの裁判員制度広報について、「充実したホームページがあるので、そこに誘導するリンクを張ったり、裁判員に関する動画が見られるURLを紹介したりしてはどうか」との御意見をいただいた。これについては、当庁で作成して配布しているリーフレット等に、QRコードを印字して、ホームページをより見てもらえるように工夫することを検討している。

なお、裁判員裁判を傍聴しやすい環境を整える観点から、5月以降、裁判員裁判に係る開廷情報（事件名や期日等）をホームページに掲載する取組も開始している。

また、広報先として、業界団体等へのアプローチをしてはどうかとの御提案をいただいたが、御提案を踏まえ、現在、商工会議所に連絡して、業界団体等

に対し効果的にアプローチする方法を探っている。

さらに、「裁判員制度は当たり前だというように若者が育つ環境が必要である」、「小学校、中学校からの教育が必要である」との御意見を頂戴した。当庁では、これまでから、小・中学生向けの広報行事等を実施してきたところであるが、今後より多くの学校に広報行事に参加してもらえるよう、教育委員会等に対しても働きかけを行うことを検討している。

- (6) 電子紙芝居「調停が成立するまで」上映
- (7) 調停室等見学
- (8) 民事調停制度の概要説明
- (9) 質疑応答及び意見交換



◇：民事調停における代理人申立てと本人申立ての割合を教えてください。

▲：大阪簡裁の実情から説明する。平成27年度の統計によると、特定調停を除いた一般の調停事件で、申立人側に代理人がついている割合は約5割である。相手方に代理人がついている割合は約3割である。ただ、事件の種別で差があり、例えば、交通調停事件の場合は、申立人側に弁護士がついている割合は9割を超えていて、相手方に弁護士がついている割合は6割を超えている。

▲：地裁では基本的に管轄の合意がないと民事調停事件を扱わない。それを分かっ

ているのはほとんどが代理人なので、申立事件には代理人がついていることが多い。その件数は年間約30件である。もう一つのパターンは、訴訟が提起されたけれども裁判官が話し合いを提案し、調停に付される（付調停）場合があり、これが昨年約130件あった。これも弁護士がついていたりついていなかったりするが、個人的な感覚では、8割から9割くらいの割合で弁護士がついている印象である。

◇：資料で大阪簡裁の平成27年の民事調停の対象事件を示してもらったが、例えば、賃料の増減請求なら調停に付す必要があるのではないかと思っていて、必ず調停に付さないといけないものとそうでないものとは意味合いが違うのではないか。また、件数が減ってきている中で、特定調停以外で減っている事件など、時系列的なデータはあるのか。

▲：大阪簡裁では事件類型ごとの増減のデータはない。ただ、資料にある一般調停事件、宅地建物調停事件、商事調停事件、交通調停事件の件数は、ここ数年大きな変化はない。なお、交通事件の場合、簡裁での訴訟事件として受理する件数は増えているが、調停事件として受理する件数は微増で、ほぼ横ばいである。

▲：大阪地裁では件数が少ないので統計もなく、特定調停以外の特定の事件で件数が減っているという感覚はない。

◇：電子紙芝居を見て、民事調停とは基本的に裁判官である調停主任が調停条項案を作成して、法的な根拠に基づき過失相殺の割合などを決めるという、いわば簡単な裁判に近い印象を受けた。電子紙芝居では、より身近な裁判官のような方々が一人ひとりに話を聞いて解決の落としどころを提案している印象を受けたが、実際は、先ほどの説明によると、当事者の互譲により解決の合意を形成することが多い手続だという話だったので、実際と元々の制度の趣旨がずれているように感じた。実際に簡裁では民事調停の目的をどのように考えておられるのか聞かせてほしい。

▲：大阪簡裁における民事調停事件は色々な種類がある。例えば、当事者の感情が対立しているものがある。相隣関係で、マンションの上に住んでいる者の音がうるさいので何とかしてほしいとか、男女間の慰謝料が問題になっているとか、そういうものもあれば、法律的な観点からの解決が必要な事案もあるし、相手方に弁済資力がなくて調整を要する事件などもある。電子紙芝居で取り上げた事案は、一つの問題点は事故態様、そしてその態様を踏まえて法的な観点からどういう解決が望ましいかと判断することが重要なケースである。法的な観点を踏まえ、最終的に判決になった場合はどうなるかを調停委員会で議論し、それを軸にしながら、当事者の実情や背景事情を考慮して、収まりのよい解決に調整していくのが一般的である。決して、裁判官が、判決になったらこうなる、と押し通すというわけではない。それでは民事調停の目的が達せられないからである。また、法的な観点よりも当事者の感情を大切に話をしながら調整する場合もある。

▲：地裁の実情も簡裁と大きく異なることはない。民事調停に関しては、特に、国民、民間の中から選ばれた方の感覚を生かすことが非常に大切だと思っていて、調停主任である裁判官がぐいぐいと引っ張っていくというよりも、どちらかというところと協働しながら進めて妥当な解決に導いていく、というものになると思う。地裁で特徴的なのは、民事訴訟を民事調停に回すという手続である。専門的な知識経験を有する調停委員に関しては、その専門的な知見に基づき意見を述べることを期待されているところで、医療や建築などで意見を述べていただいて、その専門性を生かすという点で、法律の専門家である調停主任である裁判官と専門的な知識を有する調停委員との協働が重視されている。そしてその意見や感覚が大いに活用され、解決案の提示に結びついている。

■：民事調停に対する国民意識の変化や権利意識の変化が影響しているということはないか。

▲：おそらく影響しているとは思っている。変わってきているとは思っているが、自分自身があ

まり調停事件を経験していないので、それほど実感はない。もし私が担当裁判官なら、もう少し調停委員に意見を述べてもらい、明らかに方向性が外れているときには修正をするが、基本的には調停委員の二人がそれで良いと言えればそれでやってもらうという方針で手続を進めていくと思う。電子紙芝居では少しストレートな形だったので、委員にとって違和感があったという話は、そうなのかもしれない。

▲：国民の権利意識についてベテランの調停委員に聞くと、近年、権利意識が高まり、自己主張が強い方が増えているようである。市民の方が代理人を依頼することなく難しい事件を申し立ててくることもある。国民の権利意識の高揚という時代のニーズにあった民事調停手続を進めていく必要があるし、そういう権利意識の高い方には、判決の場合はどうなるのだろうかという合理的な解決を求められることが増えている印象である。そういう点で、裁判官がより関わっているのである。そして、判決の場合はどうなるのかという判断を軸にして、当事者と調整し、説明をすることが大事だという印象である。

◇：思っていたイメージより、民事調停手続に弁護士が関与している割合がかなり高いように思う。代理人だけでも手続を進めることが可能であれば、当事者の感情という点で円満な解決ができるのか疑問である。訴訟手続での和解とどう違うのかも疑問である。この場には弁護士の方もいらっしゃるので、この点につき意見を聞きたい。申立人側にも相手方側にも弁護士が出てきて、調停委員が手続を進めるとなると、民事調停手続の長所としては費用が安いというところになってきてしまうように感じる。それで当事者同士の感情的な解決につながるのか。民事訴訟での和解と異なるところがないように思う。

○：弁護士としては当事者間の紛争解決については、第三者機関にお願いすることを考えるのだが、手段として、裁判所に民事訴訟を提起したり民事調停を申し立てたりする方法もあれば、医師会や弁護士会がやっているADRもあり、いろい

るなパターンがある。弁護士が申立てをする場合には、どれを選択するかを考えるところである。民事調停と和解という話があったが、和解は民事訴訟を提起して、その手続がある程度進行したところで話し合いに入る。民事調停は最初から調停手続をすることが前提になっているので、話し合いで話を落としたいときに利用する。申立側からすると、証拠が不十分であるとか、民事訴訟で勝てるかどうかははっきりしない場合に民事調停手続を利用することが多いように思う。それのみならず、白黒はっきりつけるよりは互譲の精神に基づく円満な解決が望ましいとき、例えば親族間の紛争など穏便に解決するほうが望ましいときに利用されることが思われる。被告というと、刑事事件の被告人と間違えられ、何か悪いことをしたと思われる方もいて、突然訴状が届くと驚かれる方が多い。民事調停なら最初から話し合いの場がセッティングされているので、より紛争解決には望ましいのではない点から申立てを行うケースもある。どちらを利用するかという決定的な判断はないが、大よその差異を設けて選択していると思う。

▲：疑問を呈していただいた点は、代理人がつくと感情があまりストレートに表れなくて、和解と民事調停は全く同じではないかということだと思うが、そういう面は確かにあるとは思う。しかし、民事調停は費用が安いだけでなく、問題点についてピンポイントで判断することができる手続である。例えば、医療事件だと、専門家の調停委員がいるので、ここはおかしいということがカルテを見たらすぐに分かるし、そうすると少し落ち度を認めて、これくらいでどうだという話を当事者にすることができる。それから、和解だと難しいが、今後こういうことがないように努めるとか、手違いがあったことについて陳謝するとか、こういった条項を入れたり、当事者本人を連れてきてもらって、担当のドクターから直接話を聞き納得してもらえそうな話し合いができたりするので、そういう意味でもうまみは違うと思う。民事訴訟だと勝たないといけないので、証拠を集めなければいけないし主張もしなければならぬ。そうすると、それだけで2年くらいか

かってしまう。ところが、民事調停だと、そういう段階を踏まずに、ドクターの調停委員がこことここが問題というようにすぐに見抜いてくれるので、解決までの時間が非常に速い。和解と民事調停は結果的には同じかもしれないが、解決までの過程が異なるし、最終的な費用もかなり違ってくる。特に、医療や不動産の鑑定が必要になるケースでは鑑定料が相当な額になってくると思う。民事調停であれば調停委員が自分の知識を生かしてアドバイスできるので、はるかに良い制度だと思う。

○：一点、民事調停の問題点を指摘しておかなければならない。先ほどの説明で、ピンポイントで争点が絞られて判断ができるという話があったが、争点の絞り込みが難しい事案も山ほどある。その場合、民事調停で専門家委員が担当されることもあるが、ある程度の方向性が出てしまうと、訴訟になったときに同じ判断が下るという期待を持つことがある。手続的には全く異なるので、証拠関係も違ってくる可能性があるし、同じ判断になるということはおかしい話なのだが、当事者に予断を与えることになりかねない。また、民事調停が成立せず将来訴訟に移行したときに、訴訟手続において民事調停で行われた内容がどう反映されるのかが一つの大きな問題である。調停段階で白黒がかなりはっきりしてしまうと、訴訟においてやることがないということになりかねず、かつ、民事調停手続は手続構造が民事訴訟とは全く異なり、極端なところ、いい加減な話を含めていろんな話が出るものなので、その中で裁判官が認定できる事実かどうかという話がきちんと分けられていない。民事調停での話そのまま民事訴訟に持って行かれると困るという感覚を持っていて、そういうことを考えながら民事訴訟を提起するか民事調停を申し立てるかを考えている。

◇：今の話は、例えば、調停不成立となり民事訴訟にしようかということになった場合に、民事調停で話をしたことが訴訟上で何らかの力が発揮される、あるいは参考にされるという理解でいいか。



- ：当事者が民事調停でのやりとり，例えば裁判所からの調停条項案など，民事調停でこういうことがあったのだということを証拠として提出する。そうすると，裁判所でこういう案を出しているのではないかということが前提に審理が進んでしまう。原審の裁判官がそれに影響されると困るという趣旨である。
- ◇：先ほどの電子紙芝居の事例では，お酒を飲んでいる申立人は本来なら飲酒運転ではないか。飲酒運転をしてしまっていたら，自分だったら訴訟のような手続をしたくないと思う。それでもこの申立人は調停の申立てを行った。そのあたりの感覚がよく分からない。刑事手続で白黒がはっきりし，罰を受けていても，民事調停を申し立ててもいいのか。
- ▲：今の質問は，電子紙芝居の申立人が刑事手続を受けているという前提でいいか。
- ◇：そうである。
- ▲：この点については，申立人ではなく，相手方が交通事故を起こしているので，相手方が刑事罰を受けるということになるかと思う。
- ◇：それは理解しているが，飲酒して自転車に乗っていたら，飲酒運転ではないか。申立人も刑事手続を受けるべきではないか。
- ：確かに飲酒して自転車を運転すれば刑事罰に問われることもあるが，酒をどの程度飲んで体内からどれだけのアルコールが検出されたかとか，そういうことによるので，酒を飲んでいただけから必ず刑事罰に問われるとは限らない。自動車でも，例えば，酒を飲んで運転すればもちろん酒気帯び運転にはなるが，呼気1リットルについて0.15ミリリットル以上のアルコールが検出されなければ酒気帯び運転にはならず，風船を吹いて呼気中のアルコールを計り，それが0.15ミリリットルに満たなければ，そもそも刑事罰には問われない。なので，酒を飲んだからと言って必ず処罰されるとは限らないのである。
- ◇：先ほどの電子紙芝居だと，刑事訴追されている人を相手方として調停の申立てをしている。申立人からすると，あの人は刑事手続を受けているのだから自分の

ほうが非は少ないと、そう考えていいのか。そのあたりがよく分からない。

▲：先ほどの電子紙芝居でいうと、申立人が負ったけがの治療費や壊れた自転車の損害については民事の損害賠償の対象となる。事前に話し合いをしたけれどもまともならなかったのが損害賠償を請求するというのが今回のストーリーで、刑事罰があったからとか免許停止などの行政罰があったから勝てるということではなく、負担した費用を払ってほしいということで申立てをしているので、少し違うのかなという印象である。

◇：私は民事調停という制度があることを知らなかった。知っていれば、こういう民事調停をやってみようかということになると思う。世の中の人はいくつかの制度があることを知らないと思う。民事調停が世に知られていないことについて、もっと検討しなければならないと思う。

■：民事調停の活用があまり伸びていないということにつき、どういう点に原因があるのか。お感じになったことを教えていただきたい。

◇：新聞社に勤めているが、普段新聞記事で報道する場合、やはり訴訟の判決が多い。一般の方々が目にされるのはやはり訴訟だと思う。なぜ我々がそれを報じるかということ、公開か非公開かという点が大きい。もう一つは、訴訟は白黒がはっきりするので、決着が見えやすく報道しやすいという面がある。民事調停は非公開なので、我々もどういう解決がされているのか分からず、時々知り合いの弁護士に話を聞き当事者の了解を得てこんな事例があったと記事にすることもありますが、報道する立場からすると、成果がなかなか見えにくいのではないかと思う。非公開でプライバシーの問題もあるので、公にすることは難しいとは思いますが、何らかの形でプライバシーをぼかしての報道、成果を公にする方法を工夫されたらどうかと思う。

◇：調停が成立するなど円満に解決する割合が7割ほどという話があったが、利用者に対して満足度アンケートのようなものは実施しているのか。例えば民間のA

DRセンターでは利用者に必ず満足度アンケートを実施していて、ホームページでも積極的に公開されている。以前のこの委員会における裁判員制度の説明では、裁判員になられた後に、裁判員をやってみてどうだったか調査をされていたと思うが、同じように民事調停でも実際利用された方に利用実感を聞いてみるのもいいのではないかと思う。

▲：大阪簡裁では平成24年11月から3か月、民事調停の申立人にアンケートを実施したことがある。項目は、民事調停制度があるということはどこから知ったのかとか満足度はどうかとかいった点であった。参考までに紹介すると、民事調停制度をどこから知ったのかという結果については、法テラス、消費生活相談センターなどの各種法律相談が一番多く、任意のアンケートなので約4割は回答がなかったが、残る6割のうち2割が法律相談から知ったという回答だった。その次に多いのが裁判所の窓口に来て知ったというもので、3番目に多いのが弁護士や知人から聞いたというものだった。次に、民事調停を利用してどのように感じたかという満足度についての結果については、55%については無回答だったが、回答があった45%のうち良かったという回答があった割合は20%、どちらともいえないという回答が22%、良くなかったという回答が3%であった。なぜ民事調停制度を利用したのかというアンケートもあり、それに対して6割が回答していて、そのうち約3割が話し合いによる解決だから選んだという結果だった。次に多いのが費用が安いという理由で、15%ほどの割合だった。

◇：個人的な感想になるが、民事訴訟や民事調停の件数を拝見して、民事調停はそれほど減っていないという印象を受けた。各種の割合もあまり変化がないという話があり特にそう思ったし、紛争解決手段が増えてきているのに民事調停の件数が減っていないということは、制度が浸透しているのではないかと思う。私の会社でも、紛争解決手段の選択を迫られたときに、話し合いの延長線上で解決できそうなものはできれば調停を選択したいと思っているし、そういう対応が間違っ

いないということも今日の話で分かった。一方で、民事訴訟が提起されて、その後付調停されることも多いと聞いて、ひょっとするとそれは民事訴訟を選ぶべきではなくて最初から民事調停を選ぶべき事案が訴訟として提起されているということではないのかと思う。付調停事案にはどのようなものが多いのか。あるいは、付調停を増やすためにはどういうことが考えられるのか。裁判所のほうから何か考えはあるか。

▲：地裁では付調停の割合が極めて高く、全体の236件のうち204件が付調停である。活用されている方法も、基本的には専門家の調停委員の意見を聞きたいという事情があって付調停されているものが非常に多いと承知している。関与してもらった調停委員も、調停委員の構成比の割合でも非常に多い建築士の方、不動産鑑定士の方、医療関係の方などに関与してもらったことが多くなっている。なので、訴訟提起が誤りだというメッセージを必ずしも裁判所から送っている場合ばかりではない。

◇：以前、この委員会で専門委員の制度を取り上げてもらったことがある。専門委員制度を利用するのか民事調停手続によるのかで違いはあるのか。

▲：専門家の意見を聞かないと分からないという事件は民事訴訟でも何割かあり、それについて、裁判官は、話し合いが可能なら民事調停、難しければ専門委員という振り分けをしていることが多いようである。私は、建築調停部に来る前に医療訴訟を扱う医事部に在籍していたが、そのとき、調停手続に付して医師である調停委員の意見を聞こうとした。しかし、調停について理解を示す代理人が少なかったため、実現できなかった。そこで、専門委員から説明を聞いていた。

◇：ADRが増えてきていて、私も専門家の立場として紛争審査に関わったことがある。ADRの件数が増えていて民事調停の件数が変わっていないのであれば、その関連性を分析する手段があればいいのではないかと思う。先ほど、民事調停

の成果が分かりにくいという意見があったが、私も同意見である。自分が抱えている紛争内容を話し合いでどんな解決がされたのか。個別案件で分析は難しいと思うが、こういう解決方法があったということが分かれば入りやすいのではと思う。

◇：建築など専門のADRは一定の増加傾向にあると聞いているが、一般的な紛争を扱う民間ADRは伸び悩んでいる状況である。そちらでは、裁判所の民事調停が安価で利用しやすいから民事調停に流れているという話もあるようで、一概にADRがあるから調停が伸び悩んでいるとは言えないのではないかと思う。

◇：この年齢になるまで民事調停制度のことは知らなかった。民事調停に入ってくる過程として、先ほどの電子紙芝居では、市役所の法律相談で紹介されたという話だったが、多くの一般の国民がこういう制度があることを知らないと思う。幅広く知られて何度も調停ということになると良くないかもしれないが、民事調停制度が知られなさすぎるのではという印象である。結局のところ、民事調停に入ってくるルートが元から狭く限られてしまっているから、弁護士や法律関係の方に相談したり、法律相談に行ったり、消費者センターで教えてもらったりして初めて知るのだと思う。一般の方々が直接裁判所の受付に行くということはなかなかないのではないか。ただ、集合住宅でのめごとを含めて、近くで起こった問題を民事調停に持ち込んで解決できるということであれば、非常に良い制度だと思う。それであれば、弁護士を頼もうかということにもならないだろうと思うし、話し合いでお互いプライバシーを守り秘密裏に納得して解決するという意味では、法律の専門家が入らなくても、そこまでこじれる前に、調停制度で解決することができるということを知らせる方法を考えたほうがいいのではないか。

◇：私は30年以上建築業をしていて、クレーム産業でトラブルが多く、一度だけ裁判をしたことがある。その時は全面的に勝ったが、特に中小企業の場合は、裁判資料を作成することがとても大変である。社員を後ろ向きな作業にずっと従事

させることにもなる。また、仕事をさせてもらった客に勝ってもどこかむなしなものがある。今日の話聞き、民事調停だと話合いで解決できるということなので、裁判ではなく民事調停を選べば良かったと思っている。世の中にはそういうことがたくさんある。中小企業のお偉いさんは裁判のことはあまり知らないし、顧問弁護士がついているケースもそれほどないと思う。工場の騒音で近所ともめている事案は山ほどあり、そういう紛争は企業側が泣き寝入りしているケースがずいぶんたくさんあると思う。そういう人たちに民事調停制度が届くようにPRに努めていただければ、ずいぶん助かる人がいるのではないかと感じた。ただ、今日の話でよく分からなかったのは、民事訴訟の数は平成21年からずっと下がってきているのに、民事調停の数はそれほど下がっているわけではない。そうすると、ここ10年くらいの動きの中では、民事調停の比率が下がっているわけではないのではないかとと思う。ただ、大阪の数字を見ると、平成26年以降民事訴訟は増えているのに民事調停は伸びていないというのは、大阪の特徴なのかという気がしている。だから、以前と比べると民事調停が不調であるという感じではないと思う。民事調停制度が民間のトラブルを救えてないという面は昔からそうなのではないか。我々が知っているトラブルの中にも、民事調停で救えるトラブルはもっとあるのではないか。お互いが納得して、例えば工場の騒音問題で、工場が元々あり、後で住宅が周りにできたために、それで悩んでいる工場主はとても多い。工場を動かしたら近隣から苦情をもらうなんて話も私が知っている範囲でも結構ある。裁判をすると勝った負けたで地域がギスギスしてしまう。そこで、民事調停で話合いをして、お互いに納得するというのも、近隣がうまくやっていくためには非常に大事だと思う。

◇：私も報道機関の人間なので、民事調停をどうすればニュースや記事にできるか考えてみたが、個々の中身を具体的に書くわけにはいかないもので、例えば、大阪地裁民事調停知恵袋みたいなものをネットに出すのはどうか。賃金のトラブルな

ど何かで悩んでいる人は、最近はずネットで自分が困っていることについて何かヒントがないか探していると思われる。例えば、弁護士の営業努力だと思うが、法律事務所のホームページには、こういうケースはこういう風に解決することができますよ、詳しくは弁護士に相談してくださいなどが出る。そこからヒントを得て、民事調停では何回裁判所に来ることで、どれくらいの期間がかかって費用はどれくらい具体的にかかるのか、そういう情報をキーワードで検索できるようなものを作ってしまうれば必然的に大阪地裁の民事調停に行きつくのではないだろうか。そういうホームページができたということであれば、報道にも耐えるのではないかと思う。もう一つは、一般の方々が調停委員になることで、民間の知恵などを司法に生かそうということであっても、おそらく一般の方々が調停委員に選ばれるだろうとは誰も思っていないと思う。裁判員制度であれば、大阪府は5000人くらいの裁判員が選ばれていると聞いているので、調停委員についても一般の会社員や主婦の方も選ばれる可能性があるとするれば、もう少し、調停委員の仕事をどこかで知ることができるようにすることも一つの手なのではないかと思う。

○：民事調停の利用者をどのように増やすかという点について、私のような弁護士に広報することはあまり意味がないと思う。一般の方々が民事調停の窓口に来るようにするにはどうしたらいいかという考えに立ったほうがよい。我々弁護士は様々な選択肢の中から解決方法を選ぼうという方向でやっているのだから、広報があったから民事調停に流れるということにはなかなかないだろう。そうすると、裁判所のほうでどう広報するかということになる。裁判員裁判と同じようにはいかないかもしれないが、かなりの広報予算をつけないと民事調停制度を知ってもらえるようにはならないのではないかな。今でも機会を見つけて広報されているとは思いますが、まだ不足しているように感じる。お金があれば知恵も湧くだろう。今は多様な紛争解決処理機関ができてきているので、民事調停は決して安くはない。

不正確だが、弁護士会がやっている紛争解決センターも1万円位の低額でやっているはずである。収入印紙代30万円の民事訴訟事件だとすると民事調停事件の収入印紙代は15万円なので、決して民事調停は安くない。しかし、民事調停から民事訴訟に移行したときにその収入印紙を流用できるので、無駄にはならないという使われ方をされている。他の機関に比べて民事調停の優位性は何かというと、裁判所が主体となってやっていることである。裁判所が主体となっているということは、メリットでもありデメリットでもある。メリットの部分は、最終的には訴訟という形での決着が見込めるということ、デメリットとしては、その分ハードルが高いということかと思う。民事調停で裁判所に足を運ぶ方を増やすことはなかなか難しいので、逆に、裁判所が実施しているということをアピールするほうがいいのではと思う。それと、民事訴訟と区別して、民事調停は民事調停で自己完結しているということをアピールして、民事調停という難しい言い方をせずに愛称をつけるなど独自のPRをすればよいのではないか。最近は見かけないが、昔は夜間や休日にも民事調停を行っていたように記憶している。働いている方などは夜間や休日であれば仕事を休まなくても裁判所に来られると思うので、予算さえつけばの話だが、そういう仕組みを試みたりそれをPRの柱にしたりするということもあっていいのではないか。

▲：大阪簡裁では毎週火曜日と金曜日の午後5時30分から夜間調停を実施している。昼間に来庁することが難しいという方には夜間調停の案内をしているが、実際の件数は多くない。

## 7 次回のテーマ

裁判所からの情報発信の在り方について

## 8 次回期日

平成28年11月7日（月）